

ら未申告分の理由について十分な弁明が得られなかったことから、本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、廃止決定通知書の理由のとおりではなく、毎回と言えるほど申告しており給与明細の改ざんなどは行っておらず、このままではホームレス生活をするしかない旨主張する。

しかしながら、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときには、届出が必要とされているところ、審査請求人は、収入申告漏れがあったことにより法第78条による費用徴収決定処分を受け、収入申告を正しく行うよう本件指導指示1を受けていた経過が認められる。また、平成〇〇年〇月分の4, 000円及び同年〇月分の1, 000円の差異について、審査請求人は、給与明細が濡れて数字が消えたとの弁であるが、その数字が入っていた欄のみ消え、一方、差引支給額欄には濡れて数字が消えたとされる金銭の額が含まれていないということに不自然な点が見受けられることから、審査請求人の主張は採用できない。また、審査請求人は、弁明の機会において、本件指導指示書2（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇〇〇〇〇号。以下同じ。）及び弁明の機会の付与の通知書を受け取っていない旨主張しているが、本件指導指示書2については、処分庁は審査請求人あて特定記録にて送付した事実が認められ、弁明の機会の付与の通知書については、平成〇〇年〇〇月〇日に再交付しており、同月〇〇日の弁明の機会に審査請求人が来所していることが認められることから、処分庁の手續に瑕疵はなく、審査請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

処分庁は、審査請求人に対し、収入申告を正しく行うこと、処分庁へ申告していないものを申告するよう本件指導指示1を行ったものであり、その内容は実現が困難又は不可能な合理性を欠く内容であるとはいえず、審査請求人から本件指導指示1に従うことができないことについての合理的な説明もない。

以上から、審査請求人は、本件指導指示1を受けていたにもかかわらず、収入申告を正しく行わず、法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について、処分庁が、以後改めるよう指導指示したにもかかわらずこれに従わなかったとして本件処分をしたことは、法及び課長通知に照らし、違法又は不当な点は認められない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成29年11月13日 諮問の受付

平成29年11月14日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月5日 口頭意見陳述申立期限：12月5日
平成29年11月29日	第1回審議
平成29年12月4日	処分庁に対する主張書面等の求め
平成29年12月20日	処分庁の回答書（12月15日付け）の受領及び第2回審議
平成30年1月12日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上、その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (3) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (4) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項は、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。なお、この場合には、同条第4項により、「(前略)保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定めている。
- (5) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第11の1は、「被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準」として「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続きを経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。」と定め、次の基準として「32の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。」とした上で、「(2) 法第78条による費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日、処分庁は審査請求人の生活保護を開始した。
- (2) 平成〇〇年から〇〇年までの審査請求人の収入について処分庁が調査したところ、図書カードの収入認定漏れ(図書カードを支給した勤務先を以下「A社」という。)、審査請求人から申告のなかった慰労金等の収入(慰労金を支給した勤務先を以下「B社」という。)があったことが判明したため、平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、法第63条の規定に基づく返還金を9,108円、法第78条の規定に基づく返還金を129,417円とすることを決定した。
- (3) 平成〇〇年〇月〇日付けで、処分庁は、B社に法第29条の規定に基づく調査を行い、同月〇〇日付けで回答を得た。回答書により、給与振込口座が、処分庁に申告されていない口座であることが判明した。
- (4) 平成〇〇年〇月〇〇日、処分庁は、上記(3)の口座開設金融機関に対し、平成〇〇年以降の出入金について法第29条の規定に基づく調査を行った。また、同日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法第27条の規定に基づき「保護受給中に得た収入については、詳しく、正しく、すみやかに申告すること」とする本件指導指示1を行い、指示書を交付した。
- (5) 平成〇〇年〇月〇〇日付け上記(3)の金融機関の回答により、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇〇月までの間において、C社及び個人から入金があったことが判明した。処分庁は、審査請求人がC社で就労している事

